

	<p>(第2条第1項第1号の4から第1号の6まで及び同条第3項)</p> <p>① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第18条第1項の紛争調整委員会における調停の代理</p> <p>② 個別労働関係紛争について都道府県労働委員会が行うあっせん手続の代理</p> <p>③ 個別労働関係紛争について厚生労働大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続の代理(紛争の目的の価額が60万円を超える事件は弁護士との共同受任が必要)が追加され、「紛争解決手続代理業務」には、当該手続に関する相談、和解交渉及び和解契約の締結の代理も含まれることとされたこと。(平成19年3月26日改正)</p>
(2)	<p>紛争調整委員会によるあっせんの手続の代理も含め、紛争解決手続代理業務は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ法第14条の11の3第1項の規定による付記を受けた「特定社会保険労務士」に限り、行うことができるものとされたことに留意すること。(法第2条第2項) (平成19年3月26日改正)</p>
<p>社会保険労務士法人の業務の範囲等</p>	
(1)	<p>紛争解決手続代理業務は、特定社会保険労務士に限り行うことができることとされたこと等に伴い、以下の事項について規定の整備を行ったこと。</p> <p>① 業務の範囲(法第25条の9第1項第2号及び第2項関係)</p> <p>② 業務を執行する権限(法第25条の15第2項)</p> <p>③ 法人の代表(法第25条の15の2第2項)</p> <p>④ 社員の責任(法第25条の15の3)</p> <p>⑤ 紛争解決手続代理業務の取扱い(法第25条の16の2)</p> <p>⑥ 業務の執行方法(法第25条の19) (平成19年3月26日改正)</p>
<p>社会保険労務士の業務からの労働争議不介入規定の削除(社会保険労務士法第2条第1項第3号及び第23条関係)</p>	
(1)	<p>争議行為が発生し、又は発生するおそれがある状態において、社会保険労務士は業務として当事者の一方の行う争議行為の対策の検討、決定等に参与することができることとなること。しかし、労働争議時の団体交渉において、一方の代理人になることは法第2条第2項の業務には含まれず、社会保険労務士の業務としては引き続き行うことができないこと。 (平成18年3月1日改正)</p>
<p>紛争解決手続代理業務試験</p>	
(1)	<p>紛争解決手続代理業務に係る研修 紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修は、連合会が、次に掲げる項目について講義及び演習により行うものとし、当該研修の総時間数は63時間以上とすること(則第9条の3関係)。</p> <p>① 個別労働関係紛争に関する法令及び実務に関すること</p> <p>② 個別労働関係紛争の解決のための手続に関すること</p> <p>③ 個別労働関係紛争における書面の作成に関すること</p> <p>④ 紛争解決手続代理業務に携わる者としての倫理に関すること</p> <p>⑤ その他個別労働関係紛争に関し必要な事項 (平成18年3月1日改正)</p>
(2)	<p>紛争解決手続代理業務試験 紛争解決手続代理業務試験を受けようとする者は、厚生労働大臣が代理業務試験事務を行う場合にあつては紛争解決手続代理業務試験申込書を所轄の社会保険事務局長又は労働局長を経由して厚生労働大臣</p>

	に、連合会が代理業務試験事務を行う場合にあっては連合会が定める紛争解決手続代理業務試験の受験申込書を連合会に、次の書類等を添えて提出しなければならないこと。 (平成18年3月1日改正)
(3)	代理業務試験事務 連合会は、代理業務試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る代理業務試験事務規程を添え、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 また、代理業務試験事務規程で定めるべき事項を次に掲げるとおりとしたこと(則第30条の2において準用する則第29条)。 ① 紛争解決手続代理業務試験の実施の方法に関する事項 ② 受験手数料の収納の方法に関する事項 ③ 代理業務試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項 ④ 代理業務試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項 ⑤ その他代理業務試験事務の実施に関し必要な事項 (平成18年3月1日改正)
紛争解決手続代理業務の付記	
(1)	付記の申請等 社会保険労務士が紛争解決手続代理業務の付記を受けようとするときは、紛争解決手続代理業務試験に合格し、当該社会保険労務士の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならないこと。 (平成18年3月1日改正)
(2)	特定社会保険労務士証票 法第14条の11の3第2項の特定社会保険労務士証票の様式を定めたこと(則第12条の6及び様式第6号の2関係)。 特定社会保険労務士の紛争解決手続代理業務の付記の抹消により、特定社会保険労務士証票を返還しようとする者は、その者の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に返還しなければならないこと(則第12条の7関係)。 (平成18年3月1日改正)

3-4 社会保険労務士の職業能力開発のポイント

- (1) 全国社会保険労務士会連合会としては、既に新規入会者研修・開業準備研修・倫理研修等の都道府県社会保険労務士会における実施経緯があることから、研修を体系化して冊子を作成し、実施しているが、現実として社会保険労務士の業務は広範囲であり、研修の内容が多岐に渡ることから、都道府県社会保険労務士会において、必要な項目を取捨選択し実施することが有効と思われる。
- (2) 社会保険労務士業務において専門的な知識を全て網羅できる講師を揃えることは、社会保険労務士の業務内容がかなり多岐にわたる特性上、簡単な事ではない。会場準備や講師への依頼を考えると単発的な実施はやむを得ない。
- (3) 都道府県社会保険労務士会の研修の実施状況を見ると、「就業規則」などの項目に特化した研修が見受けられる。確かに職務構成表の中に記載している全てが社会保険労務士業務であるが、業務の各分野における得手不得手、又は新

たな情報・知識の伝達の必要性という意味においては、都道府県社会保険労務士会において、個別に分けた項目を一つピックアップした研修の実施、または項目ごとの区分けによる研修の実施が有効であると思われる。

- (4) 労働関係、社会保険関係の知識は、社会保険労務士が業務を行う上で不可欠な、いわば両輪関係となる必要な基礎知識であり、いずれの知識をも活用した相談・指導業務が社会保険労務士の業務の基本であることから、労働関係と社会保険関係を適切にバランスよく取り入れるため、研修を段階的かつ体系的に整理したもの（研修体系）から社会保険労務士各人が選択できると実施しやすい。
- (5) 不足した知識を補いたい社会保険労務士への研修体系の作り方を考えるのがよい。実際に都道府県社会保険労務士会で実施している研修体系は、年金に関する研修、労働に関する研修、さらに細分化した研修のように、個別で実施している場合が多い。研修体系を整理することは非常に有効な考え方である。
- (6) 都道府県社会保険労務士会が研修を検討する場合、研修体系があれば、研修を計画するうえでの一つの指針として有効に利用してもらえるものとなる。
- (7) 仕事の体系と研修体系を併用し活用することによって、社会保険労務士の業務がよりわかりやすくなり、利用する社会保険労務士本人が自己評価のための分析表として活用できる。また、自己に必要となる知識・技能を研鑽してゆくための、診断ツールとして非常に有効である。

